

第二十三回国会 衆議院

科学技術振興対策特別委員会議録第三号

昭和三十年十二月十二日(月曜日)
午後三時二十三分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事小笠 公韶君 理事椎名悦三郎君
理事長谷川四郎君 理事前田 正男君
理事岡 良一君 理事志村 茂治君
赤澤 正道君 加藤 精三君

小平 久雄君 中曾根康弘君
橋本 龍伍君 山口 好一君
田方 廣文君 八木 升君

出席國務大臣 橋本 渡君 西村 直己君
國務大臣 龍伍君 山口 好一君
出席政府委員 田中 繁一君

内閣官房副長官 賀屋 正雄君
総理府事務官 (内閣総理大臣) 宮房審議室長
経済企画政務次官 経済企画事務官 (経済企画庁) 島村 武久君
委員外の出席者 原子力室長 (総理府事務官) 村田 浩君
通産業事務官 (工業技術官調整部長) 小出 繁一君

本日の会議に付した案件

総理府設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第八号)

原子力委員会設置法案 (内閣提出第
九号)

○有田 委員長 これより会議を開きます。

一昨日に引き続きまして、総理府設置法の一部を改正する法律案及び原子力委員会設置法案の両案を一括議題といたし、質疑を続行いたします。岡良一君。
 ○岡委員 前会も質疑をいたしましたが、なお二、三たびしておきたい点がありますので、この際お尋ねをいたします。でき得べくんば正力国務大臣の責任ある御答弁をお願いいたします。

第一には、せっかく組織を変えまして委員会等が設置をされるということに相なりましたあつまつにおいて、委員会の運営等に要する予算は現在どこの請求なさることになっておるのであります。でき得べくんば正力国務大臣の責任ある御答弁をお願いいたします。

○正力国務大臣 お答えいたします。今まででは通産省にありました。それからまた企画庁にあつたりしましたが、今度原子力局の方に移すことになります。

○岡委員 原子力局が予算を要求なさる。もうすでに来年度予算の編成は作業を進めておられますし、また要求予算額はすでに御提出のはずと私は承知しておりますが、幾ばくを御要求になりましたか。

○正力国務大臣 今まで、各省から、通産省あるいは企画庁から予算を請求しておりますから、それはそのままにしておきまして、今度技術庁ができるまでは、そこまでまたみな組みかえることは、原子力の研究のみならず、開発利

用等についても大きな権限が与えられるわけであります。そこで、現在要費目、たとえば実験原子炉の購入をする費用とか、あるいはまた施設の建設に要する費用とか、大きな予算の項目を、別に大臣でなくともけつこうでありますから、この際お漏らしを願えれば、けつこうだと思います。

〔委員長退席、椎名委員長代理着席〕

○田中政府委員 現在の人事費、旅費につきましては、今年度一応移しがえます。それから民間企業に対しましては、明年度につきましては、原子力局においてこれを全部一括いたしましておきます。現在は各省においてこれを要求いたしておりますので、その総括の計数につきましては、他の政府委員から説明いたします。

○島村 説明員 三十一年度の予算要求は、ただいま正力国務相及び田中副長官から申し上げました通り、各省から出ておりまして、要求されております。その大体のトータルでございますが、先ほど來お話をございましたように、原子力関係の予算といふもののうちにはどの程度の範囲のものを含めるかといふことによりまして、合計額が当然に変つてくるわけございますが、また

○岡委員 實験原子炉を購入いたしました費用は、先ほど申し上げました通産省予算のうち、原子力研究所に対する出資金のうちに織り込まれてござります。

○岡委員 実験原子炉の購入に要する費用はどの程度を御要求でござります。○島村 説明員 実験原子炉といつまでは、別に原子力利用準備調査会の方で決定せられましたスケジュールが一応あるわけでございます。予算要求はその線に沿つて通産省から出されておりますが、三十一年度におきましては、ウォーターボイラーや、それから三十一年度の後半にはCP5というものを発注いたすような計画にござりますけれども、その関係として十三億、それから国立研究所、通産省関係でござりますけれども、これに對します研究の費用、これが約五億円余り、それから民間企業に対しましては、二千五百万円余りが計上されています。

○岡委員 私ども聞くところによりますと、すでにアメリカでは商業的な目的で実験原子炉の製造、販売が行われておる、日本の方へ渡航ウランの受入なりますので、大きなものといたしましては、通産省関係が一番多くて、六十数億のうち五十億余りが通産省関係でござります。大体その合計になりますので、大きなものといたしましては、通産省関係がござりますので、詳細御必要でございましたら、通産省の方からお答えがあると存じます。

○岡委員 実験原子炉を購入する費用は、要求予算には計上はいたしてないことでござりますか。

○島村 説明員 実験原子炉を購入いたしました費用は、先ほど申し上げました通産省予算のうち、原子力研究所に対する出資金のうちに織り込まれてござります。

○村田 説明員 お答え申し上げます。この件につきましては、ただいま御質問のあったように、各商社からいろいろの資料その他の送付がござります

○ 簿謄政府委員　ただいまの御質問の不^幸だと思^う。そういう点は、絶対にそういふことはないのだといふ、保証といふても無理な話ですが、その辺はつきりとわれわれの納得のできるよううな方針があつたら、お聞かせを願ひたいと思います。

来、原子力問題をいかに扱るべきかと
いうことを、合同委員会におきましては、
は、熱心に論議を重ねて参つたところ
でした通りに、大学における研究の自由
はあくまで確保していく。それで、
関係につきましては、午前中の内閣委員会との合
同審査の際にも申し上げま
してあります。ただいま御指摘の予算の
問題を研究するのに必要な予算は、こ
れは從来通り大学においてあくまでも
文部省予算として確保する、ただし、
その研究が、今度は実際応用面になつ
て参りまして、幾多の施設が必要となる
るというときになりますと、たゞいま
お話をのように、各大学でもこれを要求
するかもしれません、そういたしまする
と、この原子力研究に必要なところの
施設といふものは、将来限界もなく要
求があり、それからまた、その施設を行
行なつていかなければ、どうしていそれ
を実用化するといふことはいかない
と思うのであります。そこで、そういう
う場合になりましたならば、最も有効
あり方——もちろん原子力研究所も各
大学に公開してこれを使うような方法
でやらなければいかぬ。私たちのおそ
れますことは、新聞でも御承知の通

り、一つのサイクリックトロンを作ります。あるいはより以上の設備をいたしますに、ほんとうに研究といふことになりますと、これは膨大な金を要する状態になつていくのであります。それでございますから、大学における研究それ自体は、各大学の立場において従来通り研究を進めていく、その予算はあくまでも文部省の予算として確保していくのでござりますが、この研究から生じてきたところの原子力の利用開発が具體化していくその施設といふものは、各省無制限にこれを作つていいよりは、総合統一して利用価値の多いものを作つて、そしてここに各大大学の研究結果を持ち寄つて、原子力問題が実際に早く平和利用の段階に突入しあるいはその他の実際問題によつかつて、重複を避けて総合統一する必要のあるようやうな問題がたくさん出てくるから、こういう意図から、付置研究機関が原子力委員会において慎重に協議もし、そろして決定する必要があるのじゃないか、こう考えて、そういう方向に条文を作成いたしたのであります。

しての予算をどうものにつけては、やはり学者の希望というものを十分に考慮して、今おっしゃった総合的な統一ある原子力研究の進め方をする、こういう心がまさかおりなのかどうかといふこと、またそういう要求は現に出でるやにも私は聞いておるのであります。現在そういう要求が田でおるといふ事実に対して、あなた方はどういうお気持ちを持っておられるかということをお聞きしているのであります。重ねて御答弁願いたいと思います。

○齋藤政府委員 通常国会に、科学技術庁になりますか、科学技術省になりますか、これは未知の問題であります。が、科学技術に関する総合統一の行政官庁を設けよう、こういう構想が政府にありますて、通常国会にはその実現を期しておるといふ構想も、ただいま御指摘のことと同じ考え方から出発いたしておりますのであります。現在の日本の科學技術に関する実情は、御承知の通りに各分野々々にばらばらになつておりますて、これを総合統一する行政機関がないのです。そこに非常に日本的新しい産業、新しい技術を進展せしむる上において大きな欠陥がある、こういうことを指摘されておるのは御承知の通りであります。そこで原子力関係におきましても、もちろん、ただいまお話をのように、各大学、各学者の立場において、それそれ研究する方向も違いますし、また要求する問題もあると思うのですがございますが、これをばらばらにして勝手な状態に放置しておくよりは、むしろ、原子力全体から考えて、各大学の得意とするところを生かして行くべきことを大局から見ていく

ことは、日本の原子力を進展せしむる上において非常に大切なことではないか。だから、各大学における研究は、従来の立場において予算は文部省一体でもつてこれを確保していくが、大局から関連性を持つところの原子力問題に対する立場は、原子力委員会においてこそ慎重審議して、もちろんその大学の要求することを十分考えの中に入れてこれを決定して、万遍算なきを期して、その予算その他に關するところの調整を行なつた方が、日本の立場において非常に有利である、こういう考え方から出発いたしたのでござりまするから、ただいま御指摘のように、研究者の意向を十分に取り入れて問題を決していくことにおいては、万違算なきを期するつもりでおるのであります。

○岡委員 それでは、先ほど室長の御答弁の中に、民間の施設に対しても十分億かの補助を与えるということがありました。聞けば日立なり旭化成なりも重水等でかなり顕著な研究を進めておつてくれておるようではあります、が、なお具体的にその用途についての御説明を願いたいと思います。

○小出説明員 原子力関係におきましても、民間に対しまする研究委託費の問題でございますが、すでに、三十年度におきましても、これらの民間に対しまする研究委託費の関係の予算が約一億八千九百万円あります。このうち、すでに、大蔵省とも相談いたしまして、またそれぞれ関係方面とも相談をいたしまして配分を決定いたしましたものが相当ございまして、なお未決定保留になつておりますものの残額が約七千万円ほどございます。この研究委託の内容は、いろいろ材料関係でありますとか、あるいは放射線の危害防止の関係でござりますとか、各方面にわたりておるのでござりますが、来年度三十一年度において、先ほど原子力室長から御説明をいたしました六十七億のうちで、要求いたしております民間団体への試験研究委託費の額は、約十六億六千七百万円になつております。その内訳といたしましては、重水関係におきまして約四億四千三百万円、それから黒鉛の関係におきまして約三千万円、それから原子炉の遮蔽材料関係で約一億三千万円、金属材料の研究につきまして六千万円、それからB¹⁰の濃縮関係におきまして四千二百万円、それからテフロン関係で一億一千万円、キャニングの関係で四千八百

万円、その他原子力研究所自体に委託いたしまして研究いたしますもの、廃棄処理関係等もござりますが、それらを除きまして、放射線の危害防止等の関係におきまして七千万円、それから機械装置に関する試作研究費いたしまして六億三千八百万円、そういうような各種の材料関係、あるいは廃棄物処理関係、あるいは機械装置の関係、ないしは放射線の危害防止の関係等、各種のものにつきましてそれぞれの民間の試験研究機関に調査を委託する、こういう予算を要求いたしております。

○岡委員 それでは、その中で、特に

金額の大きいグラファイトなり重水の調査研究の委託はどうこの会社の試験研究所でありますか。そしてどういう内容をもつて政府は調査研究の委託をする契約をしておられるのでありますか。

○小出説明員 これは、もちろん来年度に入りましてそれぞれの研究委託先

を調整決定するわけでございますが、

先ほど申しました本年度の研究委託のといたしましては、原子炉用の黒鉛

関係につきましては、昭和電工に約九

百六十万円、それから同じく昭和電工

に対しまして、重水の交換反応関係と

いたしまして千六百万円、それからそ

のほかに旭化成工業、これは回収電解

法によります重水の濃縮研究、これ

が約千百万円、それから都立大学の

分離法といふものによりますところに

なつておりますが、これは三十年度

から手をつけまして、大体本年度一ば

いに一千立米のパイロット・プラント

おりまます。

○岡委員 その数字は今年の数字でありますか。

○小出説明員 今年度でございます。

○岡委員 来年度十六億という、本年

度に比べて約十倍の調査研究費とい

ふうに先ほど承わつたのですが、相当

莫大な国費を、民間のいわば会社の試

験研究所に調査研究を委託するとい

なことに普通取り扱つておられるので

すか。

○岡委員 三十年度に比較しまし

て、お話のように来年度においては相

当膨大な研究委託費を要求いたしてお

りますが、これは、一般的に申しまし

て、お話をよろしくお聞きいたしましてお

ります。その他の回収電解法によりま

るものが約八千六百万円でございま

す。これは、三十年度中に中間プラン

トの設備に手をつけまして、そしてさ

らにそれを減容電解槽三十槽を設置す

るといふような関係から、相当大きな

金額が必要になる、大体そういうふう

な内容になつております。

○岡委員 初めてのことでもあります

から、ともかく官民あげてこの問題

と真剣に取り組むという態勢で、民間

の試験所等を十分に御活用いただきこ

とは、私ども何も異議がありません。

どうか一つ、お互に、それこそ有機

的調整ある研究を進められて、所期

の目的を達せられたいと思うだけであ

ります。

○岡委員 なお、先般の質疑において、私も考

え違ひをしておりましたが、御指摘の

ように、なるほど、今度の濃縮ウラン

受け入れ協定の中には、いわゆる機密

条項といふものはありません。ところ

で、どういう他国との秘密条項がある

かは存じませんが、日本の立場として

アメリカと双務協定を結ぶ上において

は、この双務協定のあり方は当然のこと

で、どういう他国との秘密条項がある

かは存じませんが、日本の立場として

アメリカと双務協定を結ぶ上において

は、この双務協定のあり方は当然のこと

である。さように私は考えます。

○岡委員 私もあまりむずかしい理論

はわかりませんが、私はそとも言え

ないと思うのです。最近の発表なんか

を見ますと、ウラニウム二三五よりも、

かえつて二三八が特に大きな爆発力を

期待する機動力になるのだといふこ

とも、実験的に証明されたように言つ

ておりますが、そうなれば二三五とい

うものに何ら秘密がないのだといふ簡

単な割り切り方も、これは、日進月歩

に進んでおる學問でありますから、そ

う簡単に割り切れないのではないかと

私は思いますが、私も、この点、きわ

し上げる力もございません。そこで、お尋ねしたいのは、ただ、問題は、秘密保持の条項はない、しかし秘密保持をいや応なく強制されるという事態がこの協定の中にあると思うのです。このことは、日本の原子力研究の発達の上においても、いわば大きなマイナスではなかろうかと思われる。それはどういうことかというと、要するに、ウラニウム二三五が二〇%含まれておると申しますが、このアルミニウムの棒でも持つてくるのでしょう。この間ジネーヴでの実験を見ると、二十四本のアルミニウムの棒を水中におろして、何か怪しげな輝光を放っていました。そこで、いわば動力源でありますから、石炭と同じようないに、燃えかが、いわゆる灰ができるのです。ところが、この灰については日本はノータッチでいかなければならぬということになれば——しかし、原子力の秘密と申しますよりも、研究の一一番大きな材料は、やはり実験原子炉をもつて、その中性子で同位元素をアクトivedレンしてアイソトープを作るということではないと思う。やはり、研究という立場からいえば、燃えかすの灰に私は問題がある。この灰には日本はノータッチだ。これは非常な秘密を強制されると思ふ。現在のあの協定に基く受け入れの方では、せっかくここに原子力委員会を作り原子力基本法を作つても、果して所期のごとく日本の原子力研究が発達するだらうか、あるいはそれに伴つての平和利用も期待するごとく伸びる事ができるのかということに、私は非常に疑問を持つのです。これはうして

○島村説明員 お尋ねの点でございま
の方の若手の方が専門の意見を持って
おられると思いますが、何か私どもの
蒙を開いていただければけつこうだと
思います。

されども、私もとても御納得のいく
ように技術的に御説明申し上げること
もできませんので、ごく常識的に申し
上げたいと思うのでござります。先ほ
ど御指摘がございましたように、日本
の原子力協定には秘密条項は一切ござ
いません。その他の国とアメリカとの
協定の場合には、秘密を守る義務を當
然書かれておるというお話をございま
すが、私も日本ことに他の国との協定
の資料を持ち合せございませんので、
おそらくはこういうふうな意味の条文
であつたかと思うのでござりますが、
他の国の協定の中には、この原子炉の
管理あるいは燃料の管理につきまし
て、アメリカ合衆国の原子力法によら
なければならぬというような意味の規
定があつた、おそらくそれをさして
おつしやつておるのだろうと思うので
あります。日本の場合におきまして
は、他の国との引き合いにおいて申し
ますのは、どうかと思ひますが、とにかく
相当自信を持つていい国でもござい
ますので、その協定の中にアメリカの
原子力法によるというような表現の協
定を結ぶことは、どうも率直に申ししま
して不面目であるといふような意味か
ら、そういう表現を避けるよう外務省
の方で努力したものであろうと私は
思うのであります。ただ、その場合に
に、日本につきましてはもちろん平和的
的な利用に限られておりますし、日本
の独特の事情もございまして、その機
密を守るということが非常に工合が重

いものでござりますから、従つて、その内容を繰り返します場合にも、機密条項ということは絶対日本とアメリカの場合には排除したというふうにお考え下さって、けつこうではないかと思うでございます。従いまして、特に日本の場合には機密資料は通報されないということが明文をもつて協定の中にもうたわれておりますし、また機密を含むところの資材の貸与あるいはあつせんというようなこともやらないといふことになつておるわけでござります。イギリスとの協定、あるいはカナダでございますとか、そのほかの特殊の国につきましては、アメリカは特に機密条項までをもつと明瞭な形において合んだ協定もいたしておりますことは、御存じの通りでございます。これはもつばら軍事的な目的にも関連させての協力を意味しておりますので、そういう条項が入つておる。日本の場合には、そういう意図は全然ございませんから、特に機密をあくまでも排除してやるということになつておるわけでござります。

なお、機密の点が絶対排除せられておつても、事実上機密を強制されるようになつておるではないかといふと問題だと思うのですが、御うお話をござります。私は、別にお引きになりました灰の処理がそれに当つてはまるかどうかといふことは、ちよつとお話しでございます。私は、別にお引きになりました灰の処理がそれに当つては、先日も申し上げましたように、一応原則としてはこれに手を触れないで返すところになつておりますので、機密ではございません。あるいは、もし日本が機密を守るといふことは、約束した場合に、灰の処理が認めら

しようと、ただいまのところ、政府といたしましては、機密を条件にしたそのような認められ方といふものは絶対承知しないで、あくまで公明に公開の目協定以降、現実に燃料を借りまして、そういう意味の研究が始まりました際には、そういうような了解をつけたい認めてもらえるという趣旨で、この細かいところにやれるような意味におきまして、なお灰に手をつけるということを承知しないで、あくまで公明に公開の目協定以降、現実に燃料を借りまして、そういう意味の研究が始まりました際には、そういうような了解をつけたいといふつもりであるわけでございます。

この濃縮ウランによつてやつたといふに、この濃縮ウランを受け入れることによりまし、日本が将来作りたいと考えておりますところの原子炉のいろいろな材料の実験をやるといふことをいふに、この濃縮ウランの実験炉を使いたいといふふうに考えております。従いまして、重点はあくまで国産原子炉といふところに置いて考へなければならぬわけであります。私どもといふましては、さような意味で、濃縮ウランといふもので今後すべてをやつていこうといふのでありますと、いろいろ御心配の点も出てくるわけでございますが、これは日本人が自分で作る原子炉のための準備的な段階として受け入れるのだと、いふふうに考えますならば、これを受け入れることも非常に有用である、そういうふうに考へておるわけであります。御答弁になりましたかどうかと思いますが、一応お答えいたします。

○ 島村説明員 濃縮ウランを使いまして炉を稼働いたしました場合に、いわゆる灰が生ずるというふうに申しておりますが、その灰が主としてプルトニウムになつておるというふうには私も考えておりません。プルトニウムもごく一部であります。プルトニウムが得られるものがでできるといふうには聞いておりますが、それは主としてといふうには聞いておりません。

○ 関委員 非常に学問的なことだから、この程度でやめましょう。

それで、いま一つ先ほどのお考えに触れてお尋ねしたいことは、いよいよ日本が濃縮ウランを受け入れ、日本の国が研究所を作る、大学の学者も協力してくれるということで、いろいろ新しい研究が進められ、民間の研究所でも進められてくる。そこで特許といふうなものが起つてくると思うのですが、いわば日本独自の研究の達成点といふものが生まれてくるという場合に、日本の学者の努力によって得られた、あるいは日本の政府の大きな権力のものと得られた特許権といふものはどういうことになりますか。

ていかなければならぬ問題だと思つておるのであります。歐米では、強くな国家意思によつて、この原子力に關する特許は新聞でも報道せられてあります。ようやく、野放しの状態になつてゐるわけであります。これに対して、特許法の十五条及び四十条の規定を應用するだけではないか、もっと大所高所から、原子力の特許といふものは立場が異にした取扱いをした方がいいか、同時に今日の特許庁そのままの状態でいいのかといふような問題に対しましては、政府といたしましても、非常な関心を持つて目下慎重に研究を進めつゝある状態であります。まだその結論には達しておりませんが、どうしても原子力の特許に關しましては、何らかの特段の処置を講じなければならないのではないかといふところまでいつて、ではないかといふところまでいつて、いるような状態でござります。

願され始めていると聞いているのであります。従つて、濃縮ウラン双務協定によつて日本が今後研究用の原子炉を作つて参ります過程において、どことどことが外国特許に触れているかといふよなことは、まだはつきりわからぬのでござりますが、おそらく、双務協定に基く濃縮ウラン利用によつて研究用の原子炉を作るという範囲内においては、特許に関する問題は起きないのが当然ではないか、かように考えております。

○岡委員 外務省から出でる各國原子力情報と称するものを見ると、アメリカは一応特許権はAECが持つてゐる。そつとしてAECが逐次これを公開するということで、一応原子力委員会がまず特許権を取得するような手続になつております、よほどの例外については、AECが特許庁長官にその旨申し出て、民間の特許として認められる。これは例外だというふうにこの書物には書いてあるようであります。それから、アメリカの原子力法を見ますと、その百五十三条において、かなり自由に特許権を得ることができるというよう取扱いになつてはおりますけれども、ただ、ここで、私が非常に疑問に思つるのは、百五十二条と百五十二条では軍事的利用、非軍事的利用というふうに区別して書いて、非軍事的利用については非常に寛大な取扱いができるようにしてあります。しかし、この軍事的利用と非軍事的利用というもののいわば判断は、結局原子力委員会が一つの基準を設けてやつてゐるわけなんです。そうしますと、わが方は、非軍事的利用、平和利用のために得た、ま

たそういう性格のものであるといふ特許内容が、その事実が、軍事的利用である、また利用し得るものであるといふ見方で、AECの方から日本人の特許権として認められない。というのは、通報しなければならないし、また査察を受けなければならないという取り扱いになりますと、非軍事的利用があるのは原子力研究の発達に関する事情を担当こざいにアメリカ原子力委員会は把握しているわけです。そういうことにしてAECが決定をするその結果として、わが方の学者なりのせっかくの努力をして得た新しい特許も、結局アメリカのAECの手に把握されて公開をされない、日本ですらがその特許権を持つないような事態も、アメリカの原子力法だけを見ておれば憂慮される。こうしたことについては一休どういうふうに措置されるのですか。

平和利用については、アメリカのようないくつかの国におきましても、次々と特例を廃止せられて、公開の原則に戻りつつある傾向だということを申し上げたいのですが、さるに、具体的にお話しになりましたが、日本で、濃縮ウラニウムを借りて研究をして、特許に該当するような発明等がなされた場合に、日本は協定に基いてアメリカの原子力委員会にこれを通報しなければならないということ、日本における特許制度との関係でござりますが、これは両立し得るのござります。日本では、その発明をした者が特許法に基きまして特許の申請をいたしました場合には、当然日本国の中の特許法によりまして特許をその者に付与するということができるのでござります。ただ、その内容につきましては、アメリカに対しても通報しなければならぬというだけのことになります。従いまして、日本国内におきます限り、日本の特許法によってその利益が保護せられるということになるわけでござります。ただ、アメリカが通報によつてそのことを知つたといたしました場合に、アメリカで日本人がその特許を申請し得るかどうかということになりますと、これはアメリカの国内法によるわけでござりますので、それが純平和的なものに限られるということです。これが特許を申請したことになりますと、これはアメリカの原子力法によりまして当然特許を受け得ることになるわけでござりますけれども、アメリカの判定いかんによりまして、アメリカ国内ではそれが秘密の必要があるということになりますならば、アメリカでは特許を受けられないというようなことも概念的

には考へられる。ただ、日本において特許せられておるよなことを、アメリカだけが国内に対しアメリカの法律によつて秘密にしておくといふことは、常識的には考へられませんので、御指摘になりました点は、形式的な意味からも、また実質的な意味からも、一応関係はなく、御心配のようない点はござりますまいと申し上げる次第でございます。

○岡委員 それでは、アメリカの原子力法

御説のように、マクマホン法

から見れば、昨年は非常にいわば公開

主義にのつとつての大きな改革がもたらされておる。これは私ども非常に歓迎すべきことだと思うのですが、に

もかかわらず、非軍事的利用、軍事的利

用というものがしばしば原子力法に区別

してあります。この軍事的利用と非軍

事的利用というのは、研究者としての立場からどういう点に差異があるので

しょうか。

○齋藤政府委員 この特許は、聞きま

すと、なかなか特許技術がございまし

て、特許を申請する際にとえて申し

ますならば、平和利用といふ形で特許

を申請しても、その実質は非常に軍事

的な特許になり得るものもある。これ

は特許局によく聞いてみたのでござい

ますが、特許といふものは特許申請の

目的といふものだけに全部をかけてい

くわけにはいかない。いろいろな特許

のとり方がある。それでござりますか

ら、原子力の平和利用に関する特許申

請の態勢をとつておいても、その影響

するところは非常に広範な特許もあ

る。それから推測して、いろいろに利

用、應用のできる特許もある。それでご

ざいますから、やはり、特許全体に関

しましては、一応これは軍事的に用い

られるところの特許であるか、発明で

あるか、あるいは軍事的には全然

関係なくして、これは平和利用だけに

限定せられるべきところの特許である

かといふことは、特許申請の文面以外

に、やはり専門的に検討を加えていか

なければならぬ点もあるといふの

で、アメリカといつましても、一応

原子力委員会でこれをつかまえて、全

部検討を加えて、これは全然軍事的に

関係はない、あくまでも平和的に限ら

れることの特許であるといふような

はつきりしたものは、どんどん開放し

ていつてゐるのではないかと想像され

るのでござります。従つて、御指摘の

ように、日本の特許も、今後いろいろ

な特許が出てくると思ひますが、その

特許分だけでその発明の全般を推理し

していくわけにはいかぬ。非常に広範な

問題がそこに包含されておる發明もあ

る。でありますから、そういう特許に関

しましては、日本におきましてはや

り相当の注意を払つていく必要がある

のではないかといふことが、今考えら

れておるわけでござります。これは、

事特許に関しまることは民族の英

知の上に立つ發明でござりますから、

今後どういう發明が出てくるかわから

ぬ。それでござりますから、将来日本

の繁栄も大きくかけられておる原子力

問題に対する發明といふものに対しま

しては、政府いたしましても、重大

な関心を持つて、この發明の全部に対

して注意を払う必要があるのでない

のとり方がある。それでござりますか

ら、原子力の平和利用に関する特許申

請の態勢をとつておいても、その影響

するところは非常に広範な特許もあ

る。それから推測して、いろいろに利

用、應用のできる特許もある。それでご

ざいますから、やはり、特許全体に関

しましては、銳意研究を続けておるよう

な状態でござります。

○岡委員 それでは次官のおしおる通

りだと思うのです。だから私はその点

を開いておるのでですが、問題は、アメ

リカの原子力法による非軍事的利用と

か、あるいは平和的利用とか、軍事的

利用といふ概念ですね。卑俗な例で申

せば、かりにアメリカがビキニで水爆

をやつた、そのときには重水を使つ

た、重いから飛行機で運べなかつた、

だから百五十メートルのタワーでやつ

た、この間ソビエトの方では五千メー

トルの高空でやつた、トリウムを使つ

たから軽くて持ち運びができる。今度

さらにはそれが学問的研究としてオネス

ト・ジョンの弾頭に使えるんだ、こう

いう研究が達成した場合、これは学者

は何もオネスト・ジョンの弾頭に熱核

爆弾をやろうとしてやつておるのでは

ないけれども、日本の英知がそこまで

しましては、それを幾ら消費したと

いうものは、これとは別個なものでござります。このウラニウム二三五を

いましたその結果に基く日本の特許と

いろいろ研究を行つといら過程にお

いて考へる研究でございまして、こ

れから生じてくるいろいろな研究を行つて参りまして、研究用の原子炉を作つ

いました。その結果にはなるかもしませんが、そ

れから生まれてきますところのいろいろ

な研究から結果づけられた日本の発

明の通報は、何も通報の範囲内には私

の課題にはなるかもしませんが、そ

れから生まれてきますところのいろいろ

明が生まれるかもしません。しかし、この双務協定はそういう問題と関連性がないということございます。

これは日本の研究用に六キログラムを貸すのですから、その研究の結果、世界を壊倒させるような大きな軍事力をを持つ発明が生まれるかもしれません。しかし、その発明が生まれました場合には、その特許権は、第一に日本において特許を出願いたしますと、一年間は世界特許を申請する優先権が生まれます。ところが、その特許をアメリカで許可するか許可しないかは別個の問題でありますけれども、とにかく特許を許可する許可しないは別問題として、あくまでもその場合に日本としてはその特許権に対して優先権を持つということは、私は今日の特許法のあり方だと存じております。ですから、その研究の結果生まれました発明といふものは、日本において特許の優先権を持つのは当然であり、同時に、日本の政府が特許申請を受けましたときから一年間は、いかなる場合においても世界特許を申請するだけの優先権を持つということになつておりますから、アメリカにおいて特許をよこさないという問題も生ずるかもしれません、日本の特許権が侵害されることはない、さよう考へております。

○岡委員 そうあれば実はそれに越したことではないのですけれども、アメリカのよな國でも、原子力法といふわめて権力的な法律で、おそらく市民の最も自由な権利とも言へべき特許権についてこれを与えないといふうな手をひきの制約を加えておるわけです。ところが、その国から濃縮ウランをもらつて、いわば恩恵的な恩典のもとに日本

の学者が研究をした結果、学者は軍事的な利用目的とはしなかつたものが、彼の研究した結果は實に軍事的利用に一

新紀元を画するような研究となつた場合に、アメリカにこういう法律があるということ、アメリカから濃縮ウランを受け入れておるということ、そして査察や通報の義務を負つておるということ、これら一連の事情から、この日本の学者の特許に値する研究の業績

とは、國際慣例上からも、またいろいろな事情からも、非常に慎重な考慮が必要のではなか、少くとも研究の余地があるのでないかと思うのです。

これは私もささらに調べてみたいと思います。私は何もひもをつけようとして申し上げておるのはではないのですが、これでいけるのだという確信のある御答弁を、この機会でなく、この次の委員会にぜひとも一つお願ひをいたしまして、私の質問はこれで終りたいと思います。

なお、次会は、明日午前十時より開会いたし、討論採決に入りたいと存じますから、さよう御了承願います。

○岡委員 ちよつと議事進行について。今討論採決に入りたいとおっしゃいましたが、わが党としては、実はこの法案その他関連法案に対する態度をきょう最終決定いたしますので、その上で討論採決の方へ持つていっていただきたい。私は決して故意にこの審議を妨

明が生まれるかもしません。しかし、その点はどうぞ御信用いただきたいと思います。

○椎名委員長代理 了解いたしました。

それでは、明日午前十時から開会いたすこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十九分散会